

【入学志願者の皆さまへ】

「児童対象性暴力等防止法」の施行に伴う教育実習に関するお知らせ

学校や保育所等に在籍する児童生徒等の安全と権利を守るため、令和 6 年 6 月に「児童対象性暴力等防止法」(正式名称:学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が制定されました。この法律は令和 8 年 12 月 25 日に施行される予定です。

この法律により、教育・保育等に携わる者(教員、保育士、実習生など)について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度(犯罪事実確認)が導入されます。

これに伴い、教職課程で教育実習を行う学生にも、以下の点で影響が生じる可能性があります。

① 教育実習前の犯罪事実確認について

法の施行後、教育実習を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、生徒等に接する教育実習を行うことはできません。

② 教育実習が行えない場合の教育免許状取得への影響について

教育実習を行えない場合、教員免許状の取得要件を満たせなくなる可能性があります。

③ 入学後の対応について

本学では、教育実習を行う見込みのある学生に対し、法の趣旨を理解していただくため、

同意書(犯罪事実確認に関する同意)および

誓約書(特定性犯罪前科がない旨の誓約)

の提出をお願いする予定です。

これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

本学にて教員免許状の取得を希望される方は、上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

本件に関する問い合わせ先 名城大学 教職センター事務室 電話番号: 052-838-2026
--